

精神医療オンブズマン制度の創設の経緯と制度の概要

1997年（平成9年）に大和川病院事件がマスコミ等で大々的に報道され、同病院における精神障害者に対する人権侵害の実態が明らかになったことを受け、大阪府精神保健福祉審議会は、1999年（平成11年）2月、新たに「医療人権部会」を設置して、精神病院内における患者の人権尊重を基本とした処遇等につき集中的に審議し、2000年（平成12年）5月「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について」（意見具申）を大阪府知事に提出しました。

2001年（平成13年）2月、この意見具申を具体化するため、大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会が組織され、その下に大阪府精神障害者権利擁護検討委員会が設置され、検討を続けた結果、「精神科病院内における入院患者の権利擁護システムの構築について」と題する提言を取りまとめ、この提言は、2002年（平成14年）9月大阪府精神保健福祉審議会で承認されました。

精神医療オンブズマン制度は、この提言に基づいて連絡協議会が設置し、その活動を保障するものです。

精神医療オンブズマン制度の実施にあたり、これまで「ぶらり訪問活動」を行ってきた NPO 大阪精神医療人権センターが大阪府から事業委託を受け、オンブズマン活動を進めていくことになりました。

[制度の概要図]

